

電気通信工事施工管理に係る 技術検定創設のための検討事項について

○検討事項

- (1) 電気通信工事の施工にあたり必要とする施工技術と知識の内容
- (2) 電気通信工事の施工技術の向上を図るための技術検定方法及び試験基準
等

■法令等改正に関する検討事項

○建設業法施行令

- ・ 第二十七条の三(技術検定の種目等) ※技術検定の種目及び検定技術

○施工技術検定規則

- ・ 別表第一(第一条関連)、別表第二(第一条関連) ※第一条(試験の科目及び基準)
- ・ 第二条(令第二十七条の五の学科) ※検定種目に応じた指定学科

○告示

- ・ 建設業法施行令第27条の5第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和37年建設省告示第2755号) ※1級の受検要件
- ・ 建設業法施行令第27条の5第2項第2号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成27年国土交通省告示第1197号) ※2級の受検要件(建設機械以外)